

登録教習機関の登録区分の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条の規定による技能講習業務の一部休止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- (1) 登録番号  
第60号
- (2) 登録教習機関の名称  
社会福祉法人聖隷福祉事業団
- (3) 登録教習の住所  
浜松市中央区元城町218番地26
- (4) 登録教習機関の事務所の名称  
社会福祉法人聖隷福祉事業団  
聖隷浜松病院附属診療所 聖隷健康診断センター
- (5) 登録教習機関の事務所の所在地  
浜松市中央区住吉2丁目35番8号
- (6) 休止する登録区分  
60-5 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
- (7) 業務休止年月日  
令和8年4月1日
- (8) 休止期間  
令和8年4月1日～令和9年3月31日

令和8年3月30日

静岡労働局長